

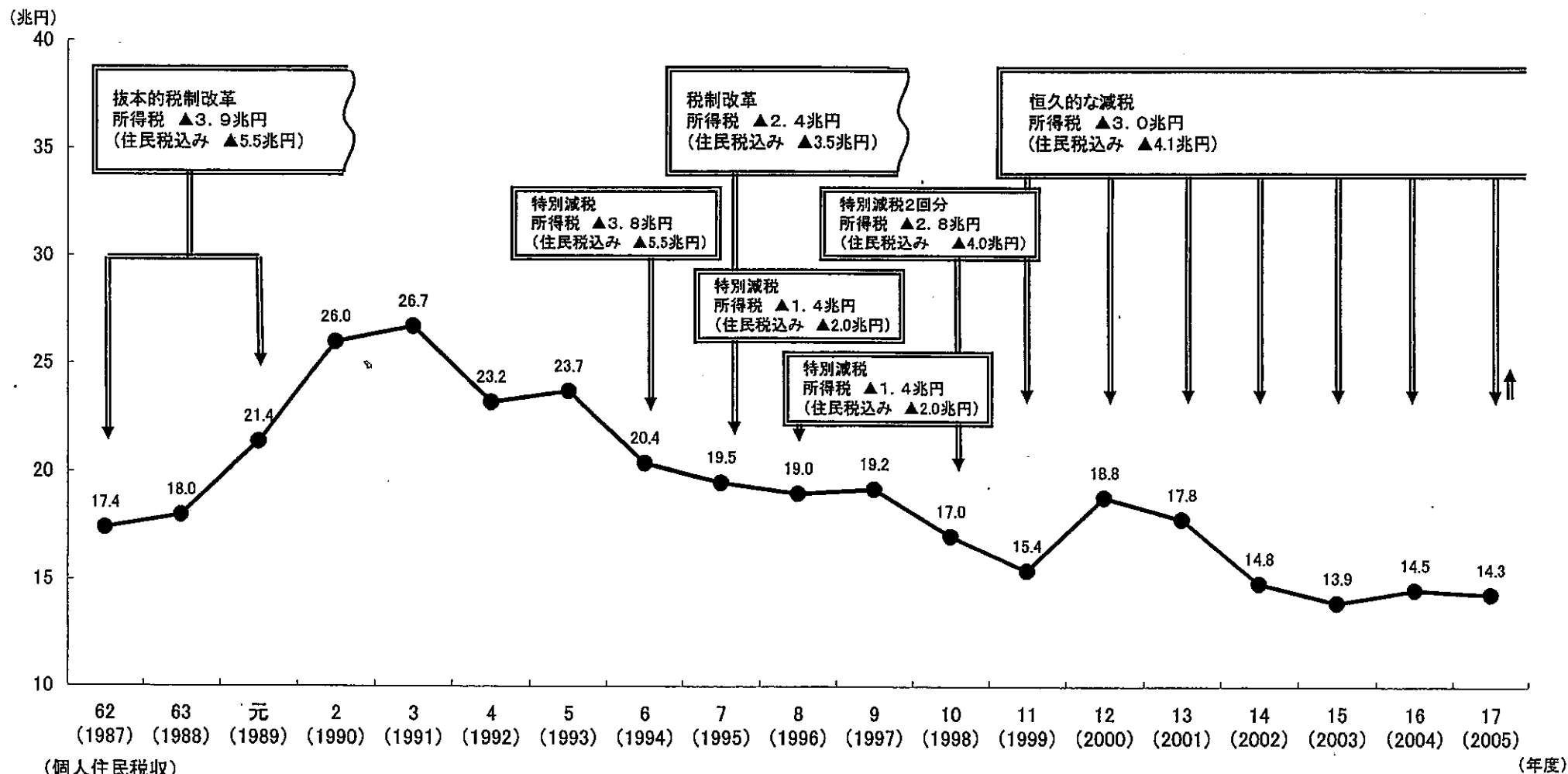
資 料

（ 個 人 所 得 課 稅 ）

目 次

・ 個人所得課税の税収の推移	1
・ 国民負担率の内訳の国際比較	2
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	3
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	4
・ 個人所得課税の負担額	5
・ あるべき税制の具体化の方向－税制調査会答申の指摘（抄）－	7

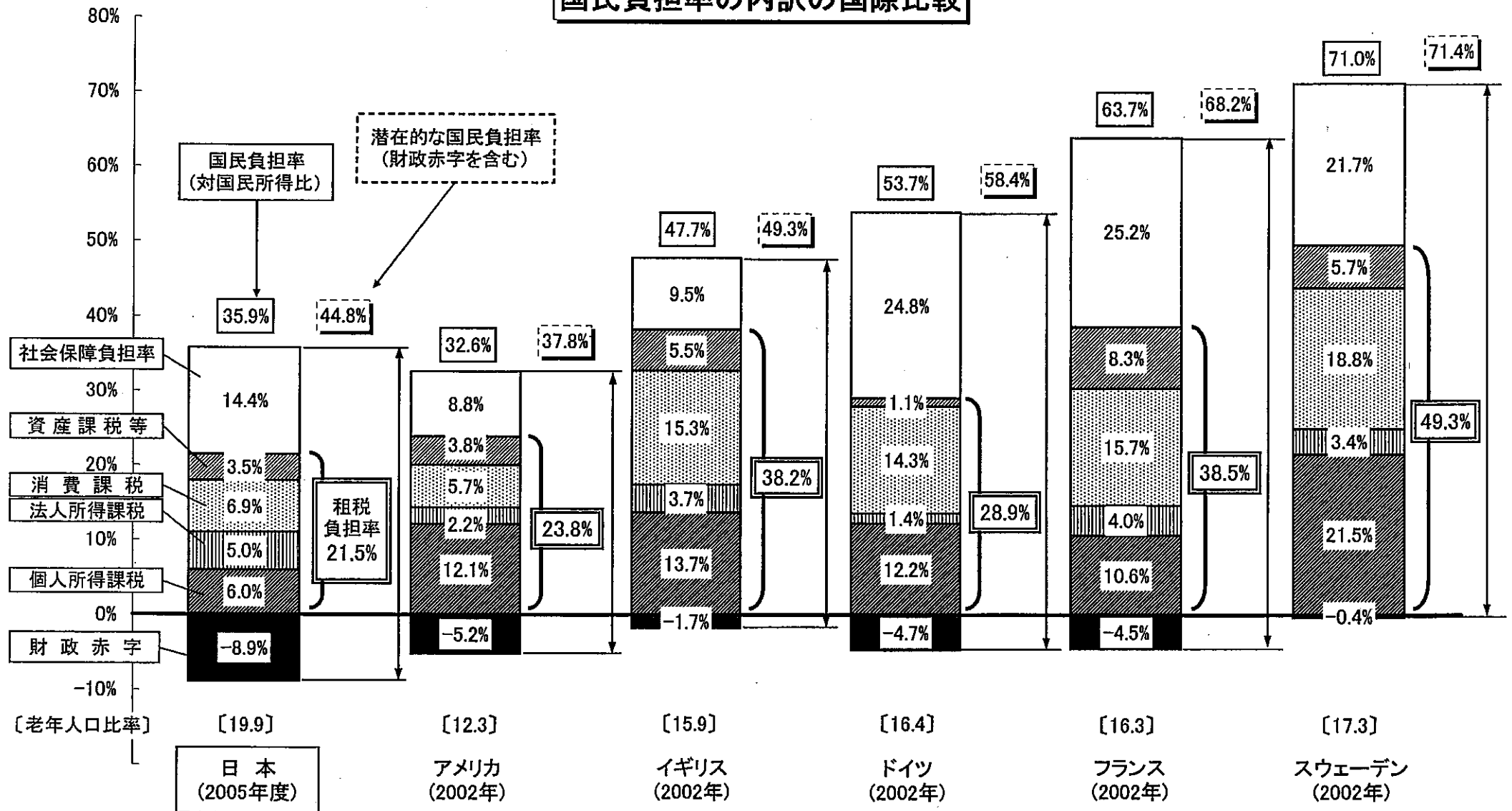
個人所得課税の税収の推移



個人住民税収																		
7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.1	8.1
・税率構造の累進緩和 ・人的控除の引上げ ・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等							・税率構造の累進緩和 ・人的控除の引上げ ・給与所得控除の引上げ ・特別減税(6年、7年、8年)			・定額減税 (本人3.8万円・扶養親族等1.9万円) ・最高税率の引下げ ・定率減税 ・扶養控除額の加算				・配偶者特別控除・定率減税 (上乗せ部分)の縮減 廃止(16年～)(18年～) ・年金課税 の見直し (17年～)				
注) 1. 所得税収は、15(2002)年度までは決算額、16(2003)年度は修正後予算額、17(2004)年度は予算額である。																		

(注) 1. 所得税収は、15(2003)年度までは決算額、16(2004)年度は補正後予算額、17(2005)年度は予算額である。
 なお、16(2004)年度及び17(2005)年度の計数は、所得譲与税を含んだものである(所得譲与税 16(2004)年度0.4兆円、17(2005)年度1.1兆円)。
 2. 個人住民税収については、15(2003)年度までは決算額、16(2004)・17(2005)年度は地方財政計画額による。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成17年度(2005年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2003"及び同 "National Accounts 1991-2002"等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 5. 老年人口比率については、日本は2005年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database"による)である。

租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較

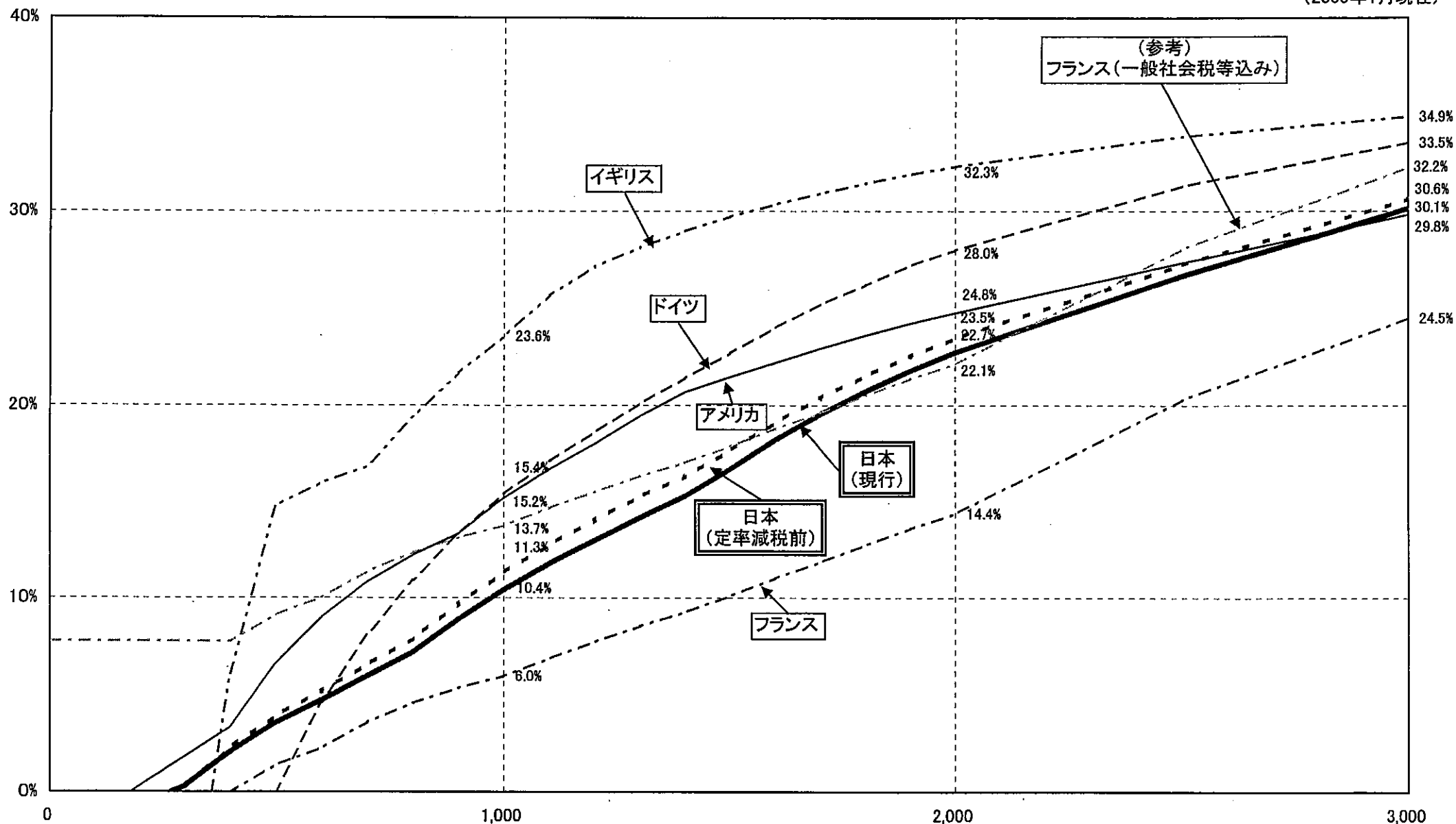
	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
	昭和61年度 (1986年度)	平成17年度 (2005年度)						
租 税 負 担 率	24.9%	21.5%	23.8%	38.2%	28.9%	38.5%	41.6%	41.5%
うち国税	15.8%	12.5%	連邦:12.9% (州:6.3%)	36.1%	連邦:15.0% (州:10.5%)	32.4%	31.9%	連邦:20.0% (州:17.4%)
うち 個人所得課税	8.9%	6.0%	12.1%	13.7%	12.2%	10.6%	14.8%	17.5%
うち国税	6.2%	3.8%	連邦:9.8% (州:2.1%)	13.7%	連邦:5.4% (州:4.9%)	10.6%	12.9%	連邦:11.2% (州:6.4%)
国 民 負 担 率	35.5%	35.9%	32.6%	47.7%	53.7%	63.7%	59.3%	48.6%

- (注) 1. 日本の平成17年度(2005年度)は予算ベース、諸外国は2002年の計数である。
2. 日本の国民所得は、昭和61年度(1986年度)は「国民経済計算(68SNA)」、平成17年度(2005年度)は「平成17年度政府経済見通し」による。
3. 諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2003"及び同 "National Accounts 1991-2002"による。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)

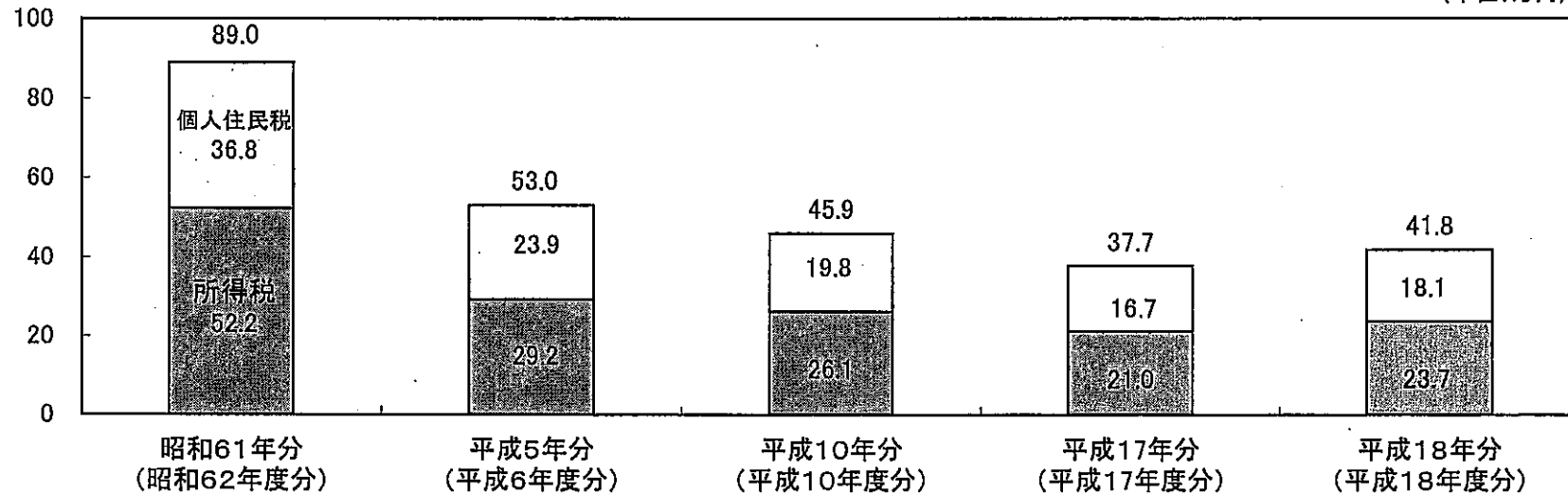


- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 2. 日本(現行)は平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の負担額 (夫婦子2人の場合)

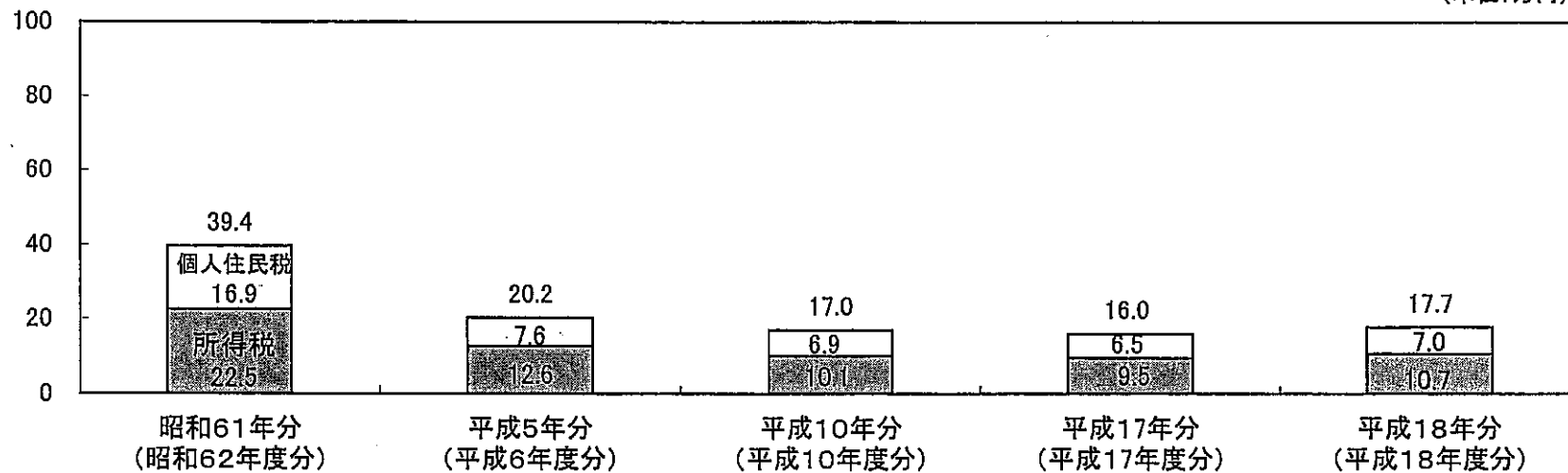
○ 給与収入700万円

(単位:万円)



○ 給与収入500万円

(単位:万円)

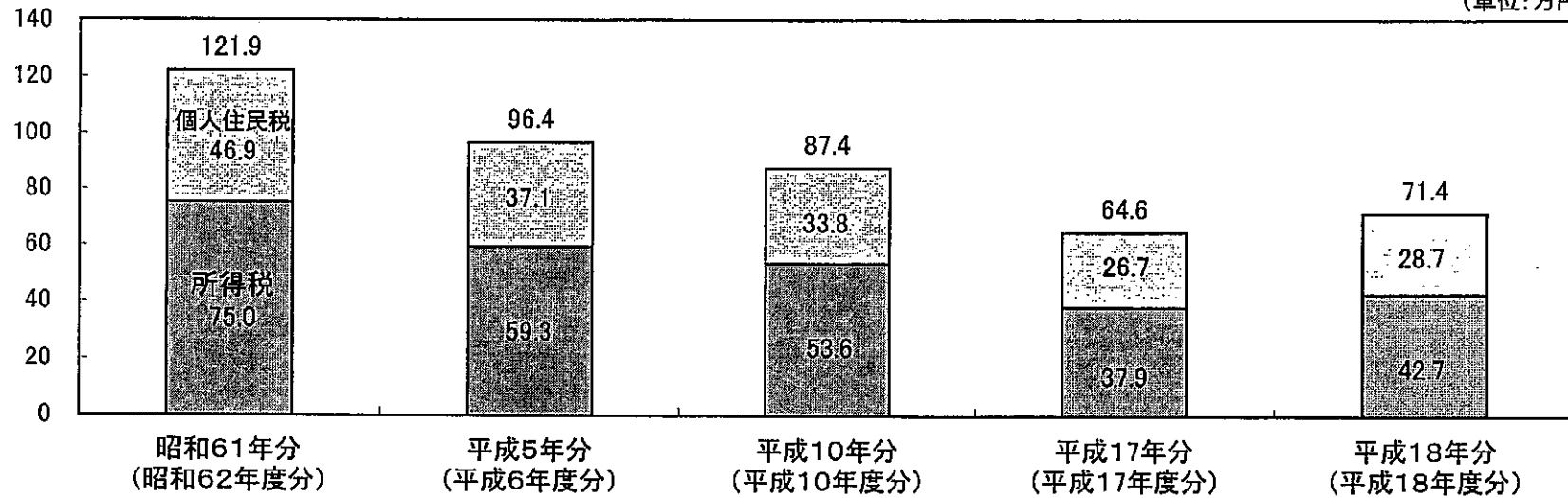


(注)1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

個人所得課税の負担額 (独身の場合)

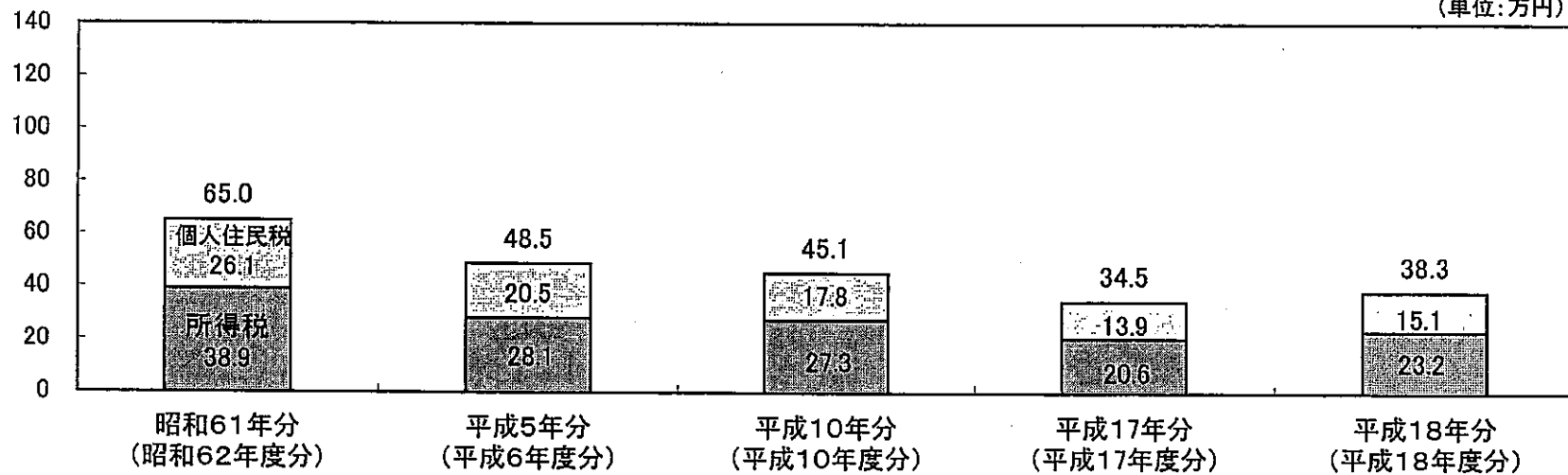
○ 給与収入700万円

(単位:万円)



○ 給与収入500万円

(単位:万円)



(注)一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

あるべき税制の具体化の方向
— 税制調査会答申の指摘（抄） —

○ 個人所得課税

- ・ 空洞化の状況を是正し、基幹税としての機能（財源調達機能、所得再分配機能）を回復する必要。【基本方針、中期答申、16年度答申、17年度答申】
- ・ 経済社会の構造変化に対応して、税負担の歪みや不公平を是正し、広く公平に負担を分かち合える税制を構築。課税ベースを拡大するとともに、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめる方向。その際、特に、少子・高齢社会における子育ての重要性に留意する必要。【基本方針、中期答申、16年度答申、17年度答申】
 - 年金課税等の見直し
（控除、非課税給付について課税ベースの拡大の観点から見直し。）
 - 給与課税の見直し
（勤務に伴う経費の概算控除として明確化。特定支出控除の範囲を検討し、給与所得者にも確定申告の機会を増加させる。）
 - 退職課税の見直し
（多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要。給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保。）
 - 人的控除の基本構造の見直し
（家族の就労に対して中立的な仕組みとすることが重要。世帯構成の多様化を踏まえ、個人を中心とした考えを重視。扶養控除については、児童等への集中、税額控除化も検討課題。）
- ・ 大多数の納税者が低い税率の適用のみで済んでいるという主要国の中でも特異な税率構造を是正せねばならない。【基本方針、中期答申、16年度答申】
- ・ 個人住民税は税体系の中で応益性や自主性の要請に最も合致しており、今後、所得割のフラット化、均等割の充実といった改革を進めていくことが重要。一方、所得再分配機能は主として国の所得税が担うべき。所得税・個人住民税についてそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けの明確化を図る必要。【16年度答申、17年度答申】
- ・ 三位一体改革の一環として税源移譲については、18年度までに、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施。個人住民税は所得割の税率のフラット化を基本に、所得税は税率構造・控除双方の見直しを視野に、具体的な移譲の手法につき今後検討する必要。個々の納税者に係る税負担の変動にも十

分に留意すべき。【17 年度答申】

- ・ 定率減税については、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要。【基本方針、中期答申】
- ・ 現在の経済状況は、定率減税導入当時（11 年）と比べ、著しく好転。引き続き各般の構造改革が実を結んでいけば、民需主導の経済成長の持続が期待される。また、税源移譲とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを 18 年度までに行う必要。

従って、定率減税は、18 年度までに廃止すべき。その際、経済への影響を考慮すると、18 年度改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、17 年度改正においても縮減を図る必要。【17 年度答申】

- ・ 納税者番号制度については、制度の意義やその具体的活用の仕方、民間及び行政のコスト負担、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されており、それらを踏まえて検討する必要。【基本方針、中期答申】
- ・ 個人住民税は、均等割の税率がこれまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要。また、所得割の所得控除については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人住民税の性格や応益原則に基づき見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべき。【17 年度答申】

○ 金融・証券税制

- ・ 金融所得課税の一体化に向けた検討。【基本方針、中期答申、16 年度答申、17 年度答申】
- ・ 各種の金融所得の損益通算の範囲の拡大にあたっては、投資家の混乱を引き起こさぬよう制度改変の手順に留意する必要。また、その際、金融番号制度の導入が不可欠。【17 年度答申】